

令和8年2月12日  
子ども家庭支援課  
保育支援課  
児童青少年課

## 府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会の設置について

### 1 経緯

#### (1) 制度改正

令和7年4月に「児童福祉法等の一部を改正する法律（令和7年法律第29号）」（以下「改正児童福祉法」といいます。）が成立し、同年10月1日に施行されました。これにより、保育所や幼稚園等における職員による虐待について、児童養護施設等と同様の通報義務や所管行政庁による事実確認、改善措置等の仕組みが法定化されました。

#### (2) 審議会への報告義務

改正児童福祉法第33条の15第1項の規定により、所管行政庁である市町村は、虐待について事実確認等の必要な措置を講じた場合には、児童福祉審議会等に報告する必要があります。

また、児童福祉審議会を設置していない市町村では、「児童福祉審議会の委員に相当する者」をあらかじめ指定し、当該者に対して報告することとされています。

### 2 本市における対応

本市では、児童福祉審議会に相当する機関として、府中市子ども・子育て審議会条例第9条の規定に基づき、府中市子ども・子育て審議会虐待等防止対策部会（以下「部会」といいます。）を設置し、保育所等における虐待事案への対応について専門的・客観的な立場から意見聴取を行うことで、子どもの権利擁護及び市の適切な対応の確保を図りたいと考えています。

### 3 部会の構成等（案）

#### (1) 委員数

若干名（本会の委員2名、臨時委員1名の選出を想定）

#### (2) 構成

児童福祉の専門家（学識経験者、児童福祉行政経験者、児童福祉施設関係者等）、弁護士、医師の中から選出します。

#### 4 部会の開催回数（予定）

年2回程度（6か月に1回程度）

なお、重大な虐待事案や緊急を要する案件が発生した場合には、臨時に開催します。

#### 5 通報義務等の対象となる施設・事業

改正児童福祉法に基づく通報の対象となる施設・事業のうち、本市が所管行政庁となる施設・事業は、次のとおりです。

なお、保育所、幼稚園等については、都道府県が主たる所管行政庁であるため、本市の相談窓口に通報があった場合には、内容を受け止めた上で、必要に応じて所管行政庁に引き継ぎます。

- (1) 家庭的保育事業
- (2) 小規模保育事業
- (3) 乳児等通園支援事業（誰でも通園制度）
- (4) 放課後児童健全育成事業（学童クラブ）
- (5) 子育て短期支援事業
- (6) 事業所内保育事業

#### 6 部会への報告事項

- (1) 通報等がなされた施設の情報（名称、所在地、施設種別等）
- (2) 虐待を受けた、又は受けたと思われる子どもの状況（年齢、性別、心身の状況等）
- (3) 確認できた虐待の状況（虐待の種別、内容、発生要因）
- (4) 虐待を行った施設職員等の氏名、年齢、職種
- (5) 所管行政庁において行った対応の内容
- (6) 虐待があった施設において改善措置が行われている場合にはその内容

#### 7 部会の所掌事項

##### (1) 報告の受理

報告すべき虐待事案が生じた場合は、市が講じた措置について、6か月に1回程度を目安に報告を受け、必要に応じて意見を述べる。

なお、市が虐待には該当しないと判断した事案についても、その判断の適切性を確認するため、報告の対象とする。

##### (2) 重大・緊急案件の報告の受理

重大な虐待事案や緊急を要する案件については、臨時に開催される部会において報告を受け、意見を述べる。

##### (3) 困難事例への助言

虐待の判断に迷う事案や対応が困難な事案について、市からの相談を受け、

専門的見地から助言を行う。

(4) 調査・意見聴取

必要に応じて関係者から意見の聴取や資料の提供を求めることができる。

8 部会の取扱い

(1) 部会の会議は、個人情報を含む案件を取り扱うため、非公開とします。

また、議事録についても、要旨に限り作成・公開します。

(2) 府中市子ども・子育て審議会条例第9条第3項の規定を踏まえ、部会への報告をもって、児童福祉審議会に相当する機関への報告とします。